

Financial Services Tax News

Financial Services Tax Group

March 2007

私たち税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、全世界149カ国に14万人のスタッフを擁する世界最大級の会計事務所プライスウォーターハウスクーパース(PwC)の日本におけるメンバーファームです。日本最大級のタックスアドバイザーとして、公認会計士、税理士等約480人のスタッフから成る専門家集団であり、そのうち約100名が金融部に所属しています。

PwCのグローバルネットワークの価値を最大限に活用しつつ、日本を拠点として世界を舞台に事業展開される企業にValue for Moneyとしてご満足をいただけるサービスを提供することが私たちの理念です。

本Tax Newsでご紹介するのは、一般的な事例を前提としておりますので、個別案件への応用またはより専門的な案件の取引への取組に際しましては、是非私どもの金融部を皆様の良きパートナーとしてご利用下さい。

税理士法人
プライスウォーターハウスクーパース
金融部

〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話：03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2007 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、または、プライスウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、ないはそのメンバーファームを指しています。個々の組織は分離独立した法的組織となっています。

平成19年度税制改正における 減価償却制度の改正

平成18年12月発行のTax Newsにおいて、平成18年12月14日に自由民主党より発表された平成19年度税制改正大綱、平成18年12月19日に財務省より発表された平成19年度税制改正の大綱、平成18年12月19日に総務省より発表された平成19年度地方税制改正(案)要旨から、金融、不動産および国際業務に係る主な改正点の概要を取り上げてご紹介しました。

本Tax Newsでは、平成18年12月発行のTax Newsで取り上げた項目のうち、減価償却制度の改正について、もう一步踏み込んで紹介します。

1. 減価償却制度の改正の概要

- (1) 平成19年4月1日以後に取得をする減価償却資産について、残存価額が廃止され、耐用年数経過時点に1円(備忘価額)まで償却できることとなりました。
- (2) 上記(1)の改正にあわせ、いわゆる250%定率法が導入されました。
- (3) 平成19年3月31日以前に取得をした減価償却資産については償却可能限度額(取得価額の95%)まで償却した事業年度等の翌事業年度以後5年間で残存価額を均等償却できることになりました。
- (4) 固定資産税における償却資産については、現行の評価方法が維持されています。

2. 計算方法および計算例

平成19年税制改正により、減価償却限度額の計算方法が以下のとおり変更されました。計算方法の説明、改正前の定額法(以下、「旧定額法」)および定率法(以下、「旧定率法」)ならびに改正後の定額法(以下、「新定額法」)および定率法(以下、「新定率法」)のそれぞれの方法における減価償却限度額/残存簿価の数値例をご紹介します。

(1) 定額法

定額法による減価償却限度額は、従来は取得価額から残存価額(取得価額の10%)を控除した金額に償却率を乗じて計算していましたが、平成19年税制改正により残存価額が廃止されたため、取得価額に償却率を乗じて減価償却限度額を計算することになります。

(2) 定率法

定率法による減価償却限度額は、従来は期首帳簿価額に所定の償却率を乗じて計算していましたが、平成19年税制改正により、期首帳簿価額に定額法の償却率を2.5倍した率を償却率として乗じて計算し、この方法により計算した金額が、「耐用年数から経過年数を控除した期間内にその時の帳簿価額を均等償却すると仮定して計算した金額」を下回ることとなったときに償却方法を定率法から定額法に切り替えて減価償却限度額を計算することになります。

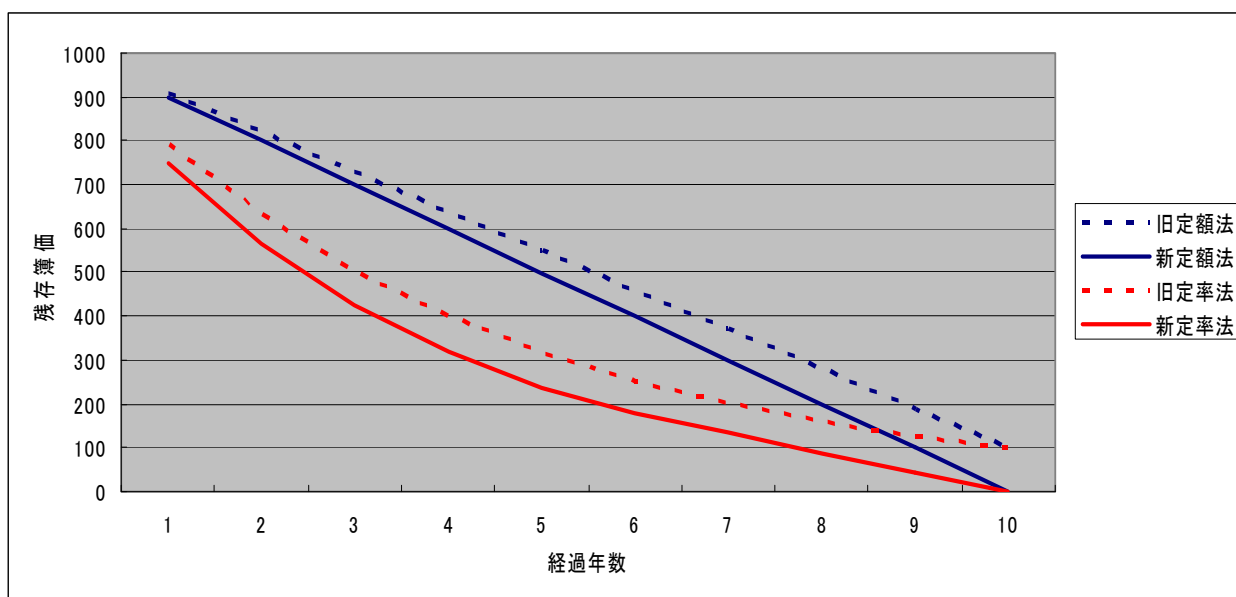
「期首帳簿価額に定額法の償却率を2.5倍した率を償却率として乗じて計算した金額」が、「耐用年数から経過年数を控除した期間内にその時の帳簿価額を均等償却すると仮定して計算した金額」を下回るかどうかの判定は事業年度ごとに行いますので、年度の途中で定率法から定額法に切り替えることはありません。

(3) 減価償却限度額および残存簿価の計算例(取得価額1,000円、耐用年数10年とする)

各償却方法により計算した減価償却限度額

	旧定額法		新定額法		旧定率法		新定率法	
	限度額	残存簿価	限度額	残存簿価	限度額	残存簿価	限度額	残存簿価
1年目	90	910	100	900	206	794	250	750
2年目	90	820	100	800	163	631	187	563
3年目	90	730	100	700	129	502	140	423
4年目	90	640	100	600	103	399	105	318
5年目	90	550	100	500	82	317	79	239
6年目	90	460	100	400	65	252	59	180
7年目	90	370	100	300	51	201	45	135
8年目	90	280	100	200	41	160	44	89
9年目	90	190	100	100	32	128	44	44
10年目	90	100	99	1	26	102	43	1

各償却方法における残存簿価の推移



3. 既存資産の5%均等償却の適用のタイミング

平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額(取得価額の95%)まで償却した事業年度等の翌事業年度以後5年間で残存価額を均等償却できることになりました。この場合、償却可能限度額まで償却したかどうかの判定は事業年度ごとに行い、償却可能限度額まで償却された事業年度の翌事業年度から5年間で均等償却を行うこととなります。

4. 会計との関係

日本公認会計士協会から平成19年3月8日に出された公開草案「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」において、平成19年税制改正と監査上の取扱いの関係について述べられています。公開草案によると、新規取得資産および既存資産のいずれについても、旧定額法、新定額法、旧定率法、新定率法の4種類の減価償却方法が適用可能であるとされているものの、償却方法を変更する場合には正当な理由による会計方針の変更に該当するか、留意する必要があるとされています。

具体的には、以下の場合には、減価償却方法の類似性が認められることから法令等の改正に伴う変更に伴った正当な理由による会計方針の変更として取り扱われることになるとされています。

- 既存資産について旧定額法を採用していた場合に新規取得資産について新定額法を適用する場合
- 既存資産について旧定率法を採用していた場合に新規取得資産について新定率法を適用する場合

一方、以下のような場合には減価償却方法の類似性が認められず、変更理由の合理性および適時性について留意する必要があります。

- 既存資産について旧定額法を採用していた場合に新規取得資産について新定率法を適用する場合
- 既存資産について旧定率法を採用していた場合に新規取得資産について新定額法を適用する場合

- 新規取得資産の償却方法と統一するため等の理由により、旧定額法を適用していた既存資産の償却方法を新定額法、旧定率法または新定率法に変更する場合
- 新規取得資産の償却方法と統一するため等の理由により、旧定率法を適用していた既存資産の償却方法を新定率法、旧定額法または新定額法に変更する場合

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡下さい。

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
	シニア・マネージャー	高木宏	03-5251-2788
高野公人		03-5251-2698	kimihito.takano@jp.pwc.com
マーク・リム		03-5251-2867	lim.marc@jp.pwc.com
マネージャー	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
	梶原みゆき	03-5251-2520	miyuki.kajiwara@jp.pwc.com
	齋木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saiki@jp.pwc.com
	トム・ビッドウェル	03-5251-6604	tom.bidwell@jp.pwc.com
	箱田晶子	03-5251-2486	akiko.hakoda@jp.pwc.com
	佐々木真美	03-5251-2471	mami.sasaki@jp.pwc.com
	今村恭子	03-5251-2855	kyoko.imamura@jp.pwc.com
	松永智志	03-5251-2586	satoshi.matsunaga@jp.pwc.com
	左右浩正	03-5251-2481	hiromasa.sayu@jp.pwc.com
	ギーター・ラム	03-5251-2846	geeta.r.ram@jp.pwc.com